

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年 5月 31日現在

機関番号：16101

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2012

課題番号：21520748

研究課題名（和文）イギリス帝国下における自然・環境保護政策の比較研究

研究課題名（英文）A Comparative Study of Nature Conservation Policies in the British Empire

研究代表者

佐久間 亮（SAKUMA RYO）

徳島大学・大学院ソシオ・アーツ・アンド・サイエンス研究部・教授

研究者番号：30231335

研究成果の概要（和文）：英領植民地における野生動物保護政策、とりわけ国立公園設立のプロセスの比較検討を1930年代に焦点をおいておこなった。その結果、英領アフリカにおける国立公園形成においては英本国の保護団体の影響力が行使され、それが現地社会の著しい軋轢をもたらしたことが、これに対して、英領アジア（とくにマラヤ）においては現地社会との媒介を果たすローカルな保護団体の存在が、保護政策をスムーズなものとしたことなどが明らかとなった。

研究成果の概要（英文）：This is a comparative study on the conservation policies in some areas under the British rule, with main focus on the processes to nationalize preserves for the wild life in 1930s. We have found out that in British Africa, especially in the case of Tanganyika, a British conservation lobby in London exerted much influence, which caused fierce objection among the local people. In comparison with that, in British Asia, especially, in the British Malaya, those processes went smoothly through the mediation of local conservation bodies.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,300,000	390,000	1,690,000
2010年度	500,000	150,000	650,000
2011年度	500,000	150,000	650,000
2012年度	900,000	270,000	1,170,000
総計	3,200,000	960,000	4,160,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・西洋史

キーワード：global environmentalism、植民地支配、野生動物保護、国立公園

## 1. 研究開始当初の背景

すでに、平成16年度～18年度にわたり、研究種目基盤C、研究課題名「英領アフリカにおける自然・環境保護政策の展開」について研究をすすめてきた。これは、

(1) 19世紀以降、イギリスが自らの狩猟文化をアフリカ社会に移植したがゆえに、野

生動物の急速な減少という事態を引き起こしたこと

(2) こうした事態に直面して、アフリカにおけるスポーツとしての狩猟を持続可能なものとするべく、英本国および植民地政府の手によって19世紀末以降、野生動物保護の施策がとられるようになったこと

(3) 19世紀末以降、20世紀半ばまでに英帝国の下でとられた諸保護政策が、現在の野生

動物、ひいては世界的な自然環境保護運動の起源の一つとなったであろうこと

などを、地域研究をふまえてあきらかにしようとするものであった。上記の研究を進める中で、次第にあきらかになってきたことは

(4) イギリス帝国下での保護政策が、個々の植民地の実情に即したものであるというよりも、しばしばそれを無視する形でおこなわれ、そのことがアフリカ人コミュニティのみならず現地の英人行政組織とも激しい争いを惹起したこと

(5) そうした現地の事情と乖離した政策が遂行される背景として、ロンドンに拠点をおく野生動物保護団体 (Society for the Preservation of Fauna of Empire 以下、S P F E と略記) の利害、この団体と植民地省を中心にして築き上げられた人的ネットワークがあったということ

(6) この強力なネットワークは、本国とアフリカ諸植民地を結ぶだけでなく、1930年代以降、英領アジアにまで広がりを見せていったこと

(7) したがって、この英帝国下の自然・環境保護政策の全体像を理解するには英領アジアの経験、その他の地域との相互作用への洞察、および比較の観点が欠かせないこと

これらのことを踏まえて、この研究をさらに発展させることがこの研究の当初の背景であった。

## 2. 研究の目的

本研究は、イギリス帝国を基盤として築き上げられた野生動物・自然保護の国際的ネットワークの全体像に迫り、現代の global environmentalism の歴史的起源の一つを明らかにしようとするものである。

そのために、アジア各地に及んだ自然保護団体の人的ネットワークの実態を明らかにしつつ、さらにはアフリカとアジアの経験の比較検討をケース・スタディに基づいておこなうことを目的とした。

英領植民地時代の野生動物、自然保護の歴史に関する研究は、先駆的ではあるが、概論的な J. マッケンジーの研究以降、英領アフリカの個々の植民地について、より実証的、地域研究をふまえたリサーチが着実に進んできた。代表的なものとして、J. カラサーの南アフリカ、T. ランスのカメルーン、T. レンジャーのジンバブエ、そして R. ニューマンのタンザニア研究) などがそれである。しかし、これらの個別研究に決定的に欠落し

ていると思われるのは、個々の地域の保護政策が、英本国を中心とした保護主義者の人的ネットワークに支えられ進展してきたという観点である。その実体解明抜きにして、個々の事例の十分な理解は不十分なものとどまると思われる。

他方、おなじくこのネットワークに支えられて進展したと思われる英領アジアにおける保護政策の実態については、研究はほとんどおこなわれてこなかったと言ってもよい。たとえば、英領インドについていくつか事例研究があり、邦語文献も存在する。しかし、それらはいずれも森林保全政策を対象とするものである。これは英本国が当初最大の力点をおいたのがアフリカの動物層保護であったということに起因するのであるが、上述のネットワークを背景として、アジアの保護政策とアフリカのそれが進展したのならば、この両地域の状況を視野に入れた研究は、英帝国下の自然・環境保護政策の全体像把握に不可欠であるのみならず、やがて英帝国の枠を越えて広がっていくこのネットワークの歴史的特質を理解する上でも決定的に重要なものである。

先述のように英領アジアの保護政策の歴史については、先行研究がほとんどないに等しい。そこで、わずか4年でこのテーマについて包括的に検証するのは不可能であると考え、本研究では、次の二点に研究の目的をしばることとした。

(1) 英領アジアの各地域に存在した保護主義の諸団体の実態の解明、さらにこれらと保護主義団体の世界的なネットワークとの関連について解明すること。とりわけ、英領マラヤ、インド、さらにスリランカの保護団体の実態を解明すること。

(2) このネットワークによる影響力行使の結果である、イギリス領マラヤ (マレー連合州) のジョージ 5 世王国立公園 (King George V National Park 1939 年 現タマンネガラ国立公園) と、英領アフリカの国立公園設立の出発点となったとされるタンガニーカのセレンゲティ国立公園 (Serengeti National Park 1959 年 国立公園の宣言は 59 年だが、上記ジョージ 5 世国立公園と同時期、1930 年代からその計画がすすめられてきた) の形成にいたるプロセスを比較検討すること。

この二つが具体的な研究目的である。その重要性は次のとおりである。1930 年代以降この人的ネットワーク形成の動きが本格化するのだが、この時築き上げられたネットワー

クが第二次大戦後、イギリス帝国という枠組みを乗り越えて、現代の国際的な野生動物保護運動（国際自然保護連合など）の母体になっていくのである。つまり、国民国家の枠組みを超える、現代の global environmentalism の歴史的起源の一つについて、その全体像に迫ることが研究の目的の一つなのである。さらに、こうした国際的野生動物保護運動のもとで展開する自然環境保護政策が、依然としてしばしば現地のコミュニティと激しい軋轢をともないながら進展しているという事実にかんがみれば、その歴史的起源、社会的性格、そこで共有されている文化的前提（とりわけ、ヨーロッパ人の特殊な自然観）などを理解することは、現代的な視点からもきわめて重要であると考えられる。

前述の二つの国立公園計画は、本格的な組織化がすすむ野生動物保護諸団体最初に取り組んだ企てであった。この二つの国立公園形成について詳細に比較検討することは、イギリス帝国下における自然保護政策の全体像を俯瞰する上で、きわめて重要だと考えられるのである。

### 3. 研究の方法

英領アジアの各地域に存在した保護主義の諸団体の実態の解明については、S P F E のアジアにおける有力な協力団体であった、Malay Association for the Nature Protection, Ceylon Game Protection Society, Darjeeling Natural History Society, Association for the Preservation of Game in the United Province などの諸団体に関する史料を収集、分析することを通じておこなった。これらについて、会報などの主な史料の収集作業とともに、会報に記載されている構成メンバーのデータ・ベース化をおこなった。構成メンバーのプロフィール作成には、インド、マレーシア史関係の研究書、ビブリオグラフィなどとの照合作業を丹念におこなう必要があった。

S P F E に関してもその設立時（1902年）以降の機関誌（途中で名称の変更があるが）をほぼ網羅し、データ・ベース化作業を進めた。これは約40年にわたる作業ゆえ、まだ現在も進行中である。

今回の研究の中心であるマレー連合州関係の史料はクアラルンプルの Arkib Negara Malaysia に一月半足を運んで収集した。とりわけ、上記の Malay Association for the Nature Protection に関する史料、ジョージ5世王国立公園設立に関わる本国議会史料までもが網羅的にコレクションされていた

のでこれを利用できた。また、Malay Association for the Nature Protection の設立やその後の国立公園形成運動にもコミットした Theodore Hubback（英国人。マレー連合州に移住し、連合州でゴム農園を経営後、形成期のジョージ5世王国立公園の初代管理監をつとめた人物である）関係の史料も不十分ではあるが、Arkib Negara Malaysia で収集した。また、彼の書簡、議会調査委員会（ジョージ5世王国立公園設立に関する本国の議会調査委員会）への報告なども、上記文書館および Malaysia National Library で収集した。

本研究、とりわけ英領マラヤについては先行研究が皆無なので、史料の収集とデータ・ベース化から始めなければならず、先述のようにデータ・ベース化は未完である。他方、英領タンガニーカについては少ないながらも先行研究があるので、これを収集し、消化すること、さらには SPFE の機関誌にセレンゲティ国立公園形成に関する詳細なレポートが頻繁に記載されるので、これらにもとづいて、国立公園形成のプロセスを再構築するという方法をとることにした。

### 4. 研究成果

今回の研究で得られた成果は主に次の4点である。

(1) これまで研究がほとんど無いに等しいアジアの諸保護主義団体について、データ・ベースの構築とともに、会員の社会的背景の調査、植民地行政へのコミットメント実態などの解明が進んだこと。

(2) 個々の保護主義諸団体とともに、英本国の団体である S P F E においても、30年代に明らかな人員構成の変化が生じていることが明らかになった。これまでのアフリカの保護主義政策史でもイギリス帝国下における自然環境保護政策は、1930年代に大きなパラダイム・シフトを経験したとつとにいわれてきた。それまでの、ジェントルマン＝エリートによるハンティングのための資源維持に主眼をおいた野生動物＝ゲーム（狩猟対象動物）保護の段階から、ゲームのみならず、生態系全体の保全という「近代的」な保護主義への転換である。そのための装置として、国立公園という概念が1933年のアフリカ野生動物層保護に関する国際会議（ロンドン）で提起され、一部のハンティング・エリートの特権維持のためのものにすぎなかった保護政策・運動が、理念的なものではあれ、国民全体がかかわり（「国民の公園」）、またその成果を享受するものへの転換が促され

たというのである。この政策の変化の背景と考えられる保護主義団体の会員構成の変化、さらにはイギリス帝国の枠を超えた国際的ネットワークの形成のプロセスは、本国首都ロンドンに拠点を置く S P F E はもちろん、英領アジア各植民地においても明らかにみられるのであり、これらの団体の植民地行政へのコミットメントの仕方の変化からもそのことが確認された。

(3) 今回検討したアジアの諸保護主義団体からの S P F E への投稿、報告、さらには書簡のやりとりから、上記のパラダイム・シフトとほぼ軌を一にして、こうした団体の S P F E からの自立化の動きが明らかにみられることが判明した。とりわけ、Theodore Hubback が中心となっていた Malay Association for the Nature Protection はその典型であり、ジョージ5世王国立公園の設立に至るプロセスにおいて、この団体はつねにパハン行政区担当者に影響を行使していたこと、1930年代初頭におこなわれた「マラヤ野生動物保護委員会」による調査の中心となっていたこと、パハンにおける主要産業であったゴム・プランテーションおよびゴム産業協会（国立公園設営に対する最大の反対勢力）との交渉もこの団体が担い（しばしば構成メンバーが重なる）、植民地行政と現地白人社会との利害調整に多大な貢献をしたことなどがあきらかとなった。後述するように、この国立公園の形成のプロセスで現地社会との軋轢が、タンガニーカのケースと比較して少なかったのは現地（白人）社会と常に調整しながら保護主義政策を遂行する中心となったこれらの保護団体の存在があったことが大きいと考えられる。ただ、この研究で、マレー系住民、中国系住民のこの政策に対する反応がほとんど史料に乏しく検討できなかったのは残念であった。

(4) アジア、とりわけジョージ5世王国立公園の形成が比較的スムーズに進行したように見えるのに対して、1937年の計画立案からセレンゲティの国立公園化まで22年を要した。この主な原因は、ヌゴロンゴロ地区の公園化によって既存の放牧権や水利権を失うことになる原住民（その中心はマサイ族である）による強力な反対運動（反乱）、植民地独立運動とこれらの反対運動が結びつくことを恐れた植民地行政、本国の S P F E の圧力（その圧力は本国植民地省および、植民地行政の一端でありながら植民地政府とは自立した動きをみせた公園管理委員会を通じて行使された）とが、互いに歩み寄ることができずに迷走したことにある。とりわけ、植民地行政府は反対運動に常に配慮する姿勢を示しながら、結局は本国の圧力団体（こ

の時点では S P F E は Fauna Preservation Society に改名している）に屈して、原住民の強制退去に踏み切ることになったことが現在に至るまでの住民の権利回復運動の原因を作ることとなった。英領マラヤのケースと明らかに異なるのは、ここでは現地社会との結節点になりうるような保護団体が白人社会の中に形成されなかったことであり、こうした団体の現地社会の実情に即した保護政策の提案もなされなかったことであると考えられる。

#### 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計0件）

〔学会発表〕（計0件）

〔図書〕（計0件）

〔産業財産権〕  
○出願状況（計0件）

○取得状況（計0件）

〔その他〕  
ホームページ等

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

佐久間 亮 (SAKUMA RYO)

徳島大学・大学院ソシオ・アーツ・アンド・サイエンス研究部・教授

研究者番号：30231335

##### (2) 研究分担者

( )

研究者番号：

##### (3) 連携研究者

( )

研究者番号：